

東京都下の小・零細企業従業者に関する調査結果報告(2)

宮川実

目次

IV 世帯構成

- A. 従業員の世帯における続柄的地位,
- B. 従業員世帯の続柄構成
- C. 従業員世帯の続柄別有業者構成

V まとめ

IV 世帯の労働力構成

それでは、これらの従業者は、どのような労働力構成をもつ世帯から、小・零細企業に就業しているものであろうか。今以上見て来た従業形態別の従業者について、その属する世帯を考えると、家族従業員と住み込み従業員は一応経営主の世帯に属し、経営主と通勤者の世帯が、これらの従業者の属する世帯ということになる。しかし住み込み従業員は、企業の労働力として、ただ生活の場を経営主の世帯内におくものであり、世帯の労働力という面からは、経営主の世帯外にあるものと考えなければならない。その意味からは、住み込み従業員の大部分が一人世帯を構成するものということが出来よう。従つて、この章においては、住み込み従業員を省く、経営主の世帯と通勤者の世帯について考察を進めて行くこととする。

A 経営者と通勤者の世帯における地位

世帯構成に入る前に、従業者が自己の属する世帯の中でどのような続柄別地位を占めているかを見ると、まず経営主においては第25表に見られるように、殆んど大部分が各年令層を通じて、世帯主の地位にあるもの、即ち世帯の中心労働力を構成している。(註1)

(註1) この調査では世帯内の最多収入者を世帯主として集計した。

これは企業を始めることが、一般に経済的独立を意味し、又一家の収入の中心となる場合が多いことから当然結果するものといえよう。

次に男子通勤者についてみると、第26表のごとく、全体として世帯主のものが製造業で64.8%商業で69.2%を占め、やはり世帯の中心労働力となつているものが多い。しかしこの外世帯員の地位にあつて就業しているものが製造業で26.6%，商業で17.4%，あり、又一人世帯を構成しているものが、製造業で8.6%，商業で13.4%を占めている。以上は、第2章A節で述べたように、又世帯実数表でも分るように、年令30歳以上のものが男子通勤者に比較的多く含まれているためであり、又、一方低年令層のものもかなり含まれているためである。今、年令階層別に世帯主と世帯員及び一人世帯のものの割合をみると、まず19歳以下の年令層では、製造業で76.6%，商業で68.9%までを世帯員のものが占め、一人世帯のものが製造業で9.4%，商業で17.6%，を占めている。そして、世帯員のものの続柄別地位は直系卑属(子・孫)のもの及び兄弟姉妹のものによつて構

第25表 経営主の世帯内における続柄的地位

製造業			商業									
従業員の年令	世帯主	配偶者	子孫	父祖父母	一人世帯	計	世帯主	配偶者	子孫	父祖父母	一人世帯	計
実数	20才～29才	11		1		12	6				2	8
	30才～39才	41			1	42	51	1	1		1	54
	40才～49才	44	1		1	46	69	1			3	72
	50才～59才	41		1		42	61				1	62
	60才以上	20			2	20	27					27
	計	157	1	1	1	162	214	2	1		6	223
割合	20才～29才	91.7		8.3		2.4	100	75.0			25.0	100
	30才～39才	97.6			2.2	2.2	100	94.4	1.9	1.9	1.9	100
	40才～49才	95.7				2.4	100	95.8	1.4		2.8	100
	50才～59才	97.6					100	98.4			1.6	100
	60才以上	100.0					100	100.0				100
	計	96.9	0.6	0.6	0.6	1.3	100	96.6	0.9	0.4	2.7	100

(註) (1) 女子の場合が極めて少ないので男女共に集計した。

(2) 世帯における地位不明のものを除く。

成されている。即ちこの年令層のものが、早期から直系尊属（父母、祖父母）の世帯、あるいは尊属の老令化に伴い兄弟姉妹に最多収入者の地位を譲つた世帯において、補助的労働力、又は自立労働力として就業し、更に口べらし的に自立世帯を営むものであることを示している。次に20歳代の

第26表 男子通勤者の世帯内における続柄的地位

製造業			商業											
従業員の年令	世帯主	夫	子孫	父祖父	兄弟	一人世帯	計	世帯主	夫	子孫	父祖父	兄弟	一人世帯	計
実数	15才～19才	9		37		12	6	64	4		8	2	3	17
	20才～29才	83	1	49		20	31	183	21	11		7	15	54
	30才～39才	119			1	3	1	124	39		1	1	3	44
	40才～49才	59				1		60	35			1	1	36
	50才～59才	41			6			47	14				1	14
	60才以上	7			5	1	13	6				1	7	
割合	計	318	1	86	11	33	42	491	119		20	10	23	172
	15才～19才	14.1		57.8		18.8	9.4	100	23.5	47.1		11.8	17.6	100
	20才～29才	48.0		28.3		11.6	17.9	100	38.9	20.4		13.0	27.8	100
	30才～39才	96.0	0.8			0.8	2.4	100	88.6	2.3		2.3	6.8	100
	40才～49才	98.3					1.7	100	97.2			2.8	100	
	50才～59才	87.2			12.8			100	100.0					100
合計	60才以上	53.8		38.5		7.7	8.6	100	85.7			14.3	100	
	計	64.8	0.2	17.5	2.2	6.7	8.6	100	69.2	11.6		5.8	13.4	100

(註) 世帯における地位不明のものを除く

年令層をみると、ここにも直系卑属兄弟姉妹のものが製造業で39.9%，商業で33.4%占めていて、同様の傾向がみられるが、こゝでは、既に世帯の最多収入者としての位置を占めるものが製造業で48.0%，商業で38.9%とかなり多くなつておる、直系尊属から離れて一人世帯を営む傾向も、強くなつてゐる。以上に対して、30歳代以上のものでは、世帯主として自己の世帯を営むものが大部

分を占めている。しかしただ製造業において 50 歳以上の年令層で、直系尊属（父、祖父）の地位にあるものが存在し、殊に 60 歳以上の層で 38.5% の割合を占めていることは、こうした年令層のものに、世帯での最多収入者としての地位を、次の世代にゆずり、負担すべき世帯員を軽減されながらも、なお、自己の受けもつ生活費の獲得を必要とするものが存在することを示している。

又、女子通勤者について見ると、第 27 表の通りで、世帯主のものは、製造業で 17.1%，商業で 14.1%，一人世帯のものが製造業で 10.1%，商業で 7.1% と少く、製造業で 72.1%，商業で 86.8% までが世帯員の地位のものである。これは、第二章 A 節で述べたように、又実数表をみても分るよう、女子通勤者に 29 歳以下の年令層のものが多く、それらが主として妻、直系卑属、姉妹の地位のものであり、又 30 代、40 代のもので、妻、母、姉妹のものがかなり割合を大きくしているためである（製造業の 30 代で約 40%，40 代で約 50%，商業の 30 代で約 62%），即ち一般に女子労働者が低

第 27 表 女子通勤者の世帯内における続柄的地位

製造業			商業														
従業員の年	世帯主	妻	子孫	母祖母	姉妹	そ親の他既	一人世帯	計	世帯主	妻	子孫	母祖母	姉妹	そ親の他既	一人世帯	計	
実 数	15才～19才	5	8	33	12	15	1	2	56	5	5	7	15	4	11	32	
	20才～29才	5	6	14	2	8	2	2	49	1	3	14	2	2	2	8	
	30才～39才	6	5	2	1	1	1	1	16	2	2	4	1	2	2	4	
	40才～49才	7	5	1	1	1	1	1	16	2	2	4	1	2	2	4	
	50才～59才	2	19	45	3	30	3	14	139	8	8	22	12	1	4	56	
割 合	15才～19才	8.9	10.2	53.9	16.3	26.8	24.5	1.8	3.6	100	15.6	15.6	63.6	36.4	100	100	
	20才～29才	42.9	43.8	42.9	31.3	28.6	21.6	4.1	16.3	100	12.5	12.5	46.9	18.8	3.1	100	
	30才～39才	43.8	*	12.5	*	6.3	*	6.3	100	*	*	25.0	25.0	*	*	*	
	40才～49才	*	18.0	13.7	32.4	2.2	21.6	2.2	10.1	100	14.3	14.3	39.3	21.4	1.8	7.1	100
	50才～59才	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

（註）世帯における地位不明のものを除く。

* は実数が少ないので省略したもの。

年令層のものであり、家計補助のために就業していることが、小・零細企業の場合にもあらわれているといつてよい。

B 世帯の続柄別構成

次に以上の従業者の中、一人世帯のものを除き、世帯主と世帯員のものの世帯についてその世帯構成を見てゆくことにする。その場合世帯主のものの世帯は、一応この調査対象である小・零細企業従業者を中心とする世帯と考えられるので、世帯主のものの世帯と世帯員のものの世帯とを別個に考察することにしたい。従つて、実数の少い女子通勤者で世帯主のもの、及び経営者と男子通勤者で世帯員のものの世帯については、その考察を省略することにした。なお、又、世帯主の年令階層別にみると、世帯数が少くなるので極めて大きな傾向についてだけ見て行くことをお断りしておく。

(1) 世帯主のものの世帯

標記の世帯について、経営者及び男子通勤者の一世帯当たり続柄別平均世帯員数（世帯主を含む）を世帯主の年令階層別にみると第 28 表のようになっている。まず経営者世帯では全体として製造

業で 5.5 人、商業で 5.2 人の平均世帯員数が見られ、これに対して、男子通勤者世帯においては、製造業で 4.3 人、商業で 4.1 人の平均世帯員数となつていて、経営者世帯の平均世帯員数が通勤者世帯のそれよりも多いのは、世帯主の年令別実数を見ても分るように、経営者世帯の方が 40 歳以上の世帯主の割合を大きくしているためであるが、又、各年令層の平均世帯員数を比較しても分るように、経営者世帯の方が各年令層で平均世帯員数を大きくしているためである。（註 2）

第 28 表 世帯主の年令階層別平均世帯員数（経営者及び通勤者で世帯主のものの世帯）

製造業			商業																	
世帯主の年令	世帯主	配偶者	子孫	父母	兄弟	その他の族人	同居人	計	世帯主	配偶者	子孫	父母	兄弟	その他の族人	同居人	計	世帯実数			
	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令	年令				
経営者	20才～29才	1.0	0.5	1.0	1.0	1.5	—	—	5.1	11	*1.0	*0.8	*0.8	*0.3	—	—	*3.0	6		
	30才～39才	1.0	1.0	2.3	0.6	0.8	0.2	—	5.9	41	1.0	0.9	1.7	0.5	0.4	0.1	—	4.7	50	
	40才～49才	1.0	0.9	3.6	0.1	•	•	—	5.7	44	1.0	0.9	3.0	0.4	0.1	0.1	—	5.4	69	
	50才～59才	1.0	0.9	3.2	0.1	—	0.1	0.1	5.4	41	1.0	0.9	3.3	0.1	•	0.1	—	5.4	61	
	60才以上	1.0	1.0	2.5	—	—	0.1	—	4.5	20	1.0	0.8	3.5	—	—	0.2	—	5.5	27	
	計	1.0	0.9	2.8	0.3	0.3	0.1	•	5.5	157	1.0	0.9	2.8	0.3	0.1	0.1	—	5.2	213	
男子通勤者	15才～19才	*1.0	—	—	*1.2	*2.1	—	—	*4.3	9	*1.0	—	—	*1.3	*2.5	—	—	*4.8	4	
	20才～29才	1.0	0.7	0.5	0.7	0.8	0.1	—	3.8	83	1.0	0.5	0.3	0.9	1.0	•	•	3.7	21	
	30才～39才	1.0	1.0	1.8	0.2	0.2	•	—	4.2	119	1.0	1.0	1.3	0.3	0.1	—	—	3.7	39	
	40才～49才	1.0	0.9	2.8	0.1	0.1	•	—	4.9	59	1.0	1.0	2.7	0.1	—	—	—	4.9	35	
	50才～59才	1.0	0.9	3.1	•	—	•	—	5.0	41	1.0	1.0	2.2	0.1	—	—	—	4.3	14	
	60才以上	*1.0	*0.9	*1.7	—	—	—	—	*3.6	7	*1.0	*0.8	*1.2	—	—	—	—	*3.0	6	
計			1.0	0.8	1.7	0.3	0.4	•	—	4.3	318	1.0	0.9	1.6	0.3	0.3	•	•	4.1	119

(註) *は世帯数が 10 以下のもの、•は平均が 0.05 未満のもの

(註 2) 商業の経営者世帯 20 才代では平均世帯員数が 3.0 人と少くなつてゐるが、これは実数が 6 世帯と少く、その中 4 世帯が夫婦と子供、2 世帯が世帯主と母親の世帯のためである。

今、表によつて、商業の経営者世帯で実数の少い 20 歳代のものを考慮外におき、経営者世帯と男子通勤者世帯の統柄別平均世帯員数を年令階層別に比較すると、経営者世帯の方が、各年令階層にわたつて、直系卑属（子、孫）の数を多くしておらず、又 20 歳代、30 歳代の年令層で直系尊属（父母、祖父母）、兄弟姉妹の数を多くしている。このように経営者世帯で直系卑属数の多いことは、経営者の方が通勤者よりも結婚年令が低いためと考えられ、又、逆に男子通勤者の世帯に、収入の限定と賃銀労働者としての生活水準への考慮が相俟つて出生率の低い世帯が多く含まれてゐたためと考えられる。更に高年令層の世帯では、家族労働力として直系卑属が世帯内に残る可能性が大きいことも加味されているであろう。又経営者世帯の 20 歳代、30 歳代で直系尊属、兄弟姉妹の数が多いことは、経営者世帯において、家業の相続が行われ、同一世帯内で世帯主の交代が行われる場合がより多く、直系尊属・兄弟姉妹と世帯主とが世帯を共にする可能性の大きいためである。

(ロ) 世帯員のものの世帯

以上の経営者と通勤者で世帯主のものの世帯の統柄別構成は、一応純粋に小・零細企業従業員世帯のものと見ることが出来よう。しかし、小・零細企業従業員の属する世帯はこの外に世帯員として、自己の属する世帯から就業している通勤者の世帯がある。これらの世帯は、前項に述べた通勤者で世帯主のものの世帯が、企業の内部で従業者として固定したものの世帯とすれば、企業へ外部から通勤者として労働力を送り出している世帯と考えることが出来る。そして小・零細企業の低年令通勤労働力は、前節でも述べたように、こうした世帯に属するものが多いのであるから、その意

味では、これらの世帯は、小・零細企業の労働力供給源の一部を担つてゐるといつてよい。殊に通勤者の多い製造業においては、そのもつ意味が大きいといえる。今これらの世帯について、世帯主の年令階層別、続柄別平均世帯員数を見ると第29表の通りである。

第29表 世帯の年令階層別平均世帯員数（通勤者で世帯員のもの世帯）

製造業			(実数)														
世帯主の年令	世帯主	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	そ親の他の族	同居人	計	世帯主数	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	そ親の他の族	同居人	計	
男子通勤者	20才～29才	1.0	0.2	·	1.3	2.5	—	—	5.1	39	6	1	52	99	—	—	197
	30才～39才	*1.0	*0.3	*3.3	*0.5	*0.8	—	—	*5.8	4	1	13	2	3	—	—	23
	40才～49才	1.0	0.9	4.8	0.1	—	—	—	6.8	18	16	87	2	—	—	—	123
	50才～59才	1.0	0.9	4.1	·	—	—	—	6.0	46	41	187	1	—	2	—	277
	60才以上	*1.0	*0.8	*2.9	—	—	0.1	—	*4.8	10	8	29	—	—	1	—	48
	計	1.0	0.6	2.7	0.5	0.9	·	—	5.7	117	72	317	57	102	3	—	668
女子通勤者	15才～19才	*1.0	—	—	*3.0	*3.0	—	—	*7.0	1	—	—	3	3	—	—	7
	20才～29才	1.0	0.4	0.2	1.0	2.5	·	—	5.1	31	12	5	32	77	1	—	158
	30才～39才	1.0	0.7	1.6	0.6	0.6	—	—	4.5	14	10	22	8	9	—	—	63
	40才～49才	1.0	0.9	4.7	0.4	·	0.1	—	7.1	24	22	112	10	1	2	—	171
	50才～59才	1.0	0.9	3.3	—	—	·	—	5.2	23	20	75	—	—	1	—	119
	60才以上	*1.0	*1.0	*4.3	—	—	—	—	6.3	3	3	13	—	—	—	—	19
	計	1.0	0.7	2.4	0.6	0.9	·	—	5.6	96	67	230	53	90	4	—	537
商業業			(実数)														
女子通勤者	20才～29才	1.0	0.2	0.1	1.0	2.3	0.1	—	4.6	11	2	1	11	25	1	—	51
	30才～39才	*1.0	*0.8	*0.1	*0.4	*0.9	—	—	*3.1	8	6	1	3	7	—	—	25
	40才～49才	*1.0	*0.6	*4.4	0.1	—	—	—	*6.1	7	4	31	1	—	—	—	43
	50才～59才	*1.0	*1.0	*4.4	—	—	—	—	*6.4	8	8	35	—	—	—	—	51
	60才以上	*1.0	*1.0	*2.0	—	—	—	—	*4.0	3	3	6	—	—	—	—	12
	計	1.0	0.6	2.0	0.4	0.9	·	—	4.8	37	23	74	15	32	1	—	182

(註) *は世帯数が10以下のもの、·は平均が0.05未満のもの

この表の世帯主の年令と、通勤者の地位との関係を見ておくと、男子通勤者においては、年令の関係から、低年令の直系卑属のものが、主として40歳以上の世帯に、又低年令の兄弟のものと高年令の直系尊属のものが、主として20歳代の世帯に属している。従つて30歳代の世帯に属するものは少く僅かに4人を数えるのみである(註3)。女子通勤者についても同様なことがいえるが、ただ妻の地位にあるものが含まれているため、30歳代の世帯に属するものが少しく増大している。

(註3) 男子通勤者で30才代の世帯に属する4人のうち3人までは、直系卑属のもので、父親がなく、母親が世帯主のものである。このためこの年令層では配偶率が低くなっている。

まず、これらの平均世帯員数をみると、全体として製造業男子通勤者世帯で5.7人、製造業女子通勤者世帯で5.6人、商業女子通勤者世帯で4.8人となつておらず、前項に述べた通勤者で世帯主のものの世帯よりは、はるかに多く、又製造業通勤者世帯では経営者世帯に比しても少しく多くなっている。更にこれを年令階層別に検討すると、40歳代では製造業男女通勤者世帯ともに約7.0人、商業女子通勤者世帯6.1人、又50歳代では製造業男子通勤者世帯6.0人、製造業女子通勤者世帯5.2人、商業女子通勤者世帯6.4人となつており、これらの年令層の平均世帯員数が著しく多くなっている。これは、続柄別平均世帯員数をみて分るように、直系卑属(子、孫)の数がこの年令層で約4人から5人近くあり、多いためである。又、20歳代では配偶者数が少く、直系尊属、兄弟姉妹の数が多くなっている(直系尊属は、製造業通勤者世帯で1.3人、製造業、商業女子通勤者世帯と

にも 1.0 人、兄弟姉妹は製造業男女通勤者世帯とともに 2.5 人、商業女子通勤者世帯で 2.3 人)。これはこの年令層の世帯に、前節でも述べたように直系尊属の老年化に伴い子供に最多収入者の地位が譲られ、世帯主の交代が行われはじめた世帯を多く含むためである。

以上のこととは、集計対象世帯が、前に述べた如く、29 歳以下で直系卑属、兄弟姉妹の地位にある従業員の世帯を主体とし、又 50 歳以上で直系尊属の地位にある従業員の世帯であつて、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹の数を多くしている可能性が大きいことから当然のことといえよう。しかし、そのこと自体が、通勤者で世帯員の地位にあるものには、子供数の多い世帯、直系尊属、兄弟姉妹の多い世帯から就業しているものが多いことを示すともいうことが出来よう。即ち、平均して出生率の高い、そして、世帯主の老年化に伴い、子供が労働力年令に達するに従つて、絶えずその労働力化を要求されている世帯から小・零細企業に就業しているものであるということが出来るのである(註 3)。

(註 3) 因みに製造業男子通勤者世帯の世帯主の職業を簡単に示すと、第 28 表に見合う 117 世帯の中、小零細企業主 44、通勤者 67、不明 6 となつている。

C 続柄別労働力構成

次に、以上の世帯について、その世帯ではどの続柄にあるものが、どの位就業し、世帯の収入に参与しているかを見るため、前項の表にあわせて、世帯主の年令階層別に続柄別有業平均世帯員数をみると、次のようになつてゐる。(ここでは世帯の最多収入者を世帯主としてあるため世帯主は全て有業者で、従つて平均は 1.0 人である)

(1) 世帯主のものの世帯

まず経営者及び通勤者で世帯主のものの世帯では、第 30 表の通りである。これによつてみると、経営者世帯においては、全体として製造業で 2.0 人、商業で 2.3 人の平均有業世帯員数がみられ、男

第 30 表 帯帯主の年令階層別平均有業世帯員数(経営者及び通勤者で世帯主のものの世帯)

		製造業												商業											
		世帯主	配偶者	子孫	父母	夫祖	兄姉弟妹	そ親の他族	同居人	計	世帯実数	世帯主	配偶者	子孫	父母	夫祖	兄姉弟妹	そ親の他族	同居人	計	世帯実数				
経営者	20才~29才	1.0	—	—	0.2	0.4	—	—	—	1.6	11	*1.0	*0.5	—	*0.3	—	—	—	—	*1.8	6				
	30才~39才	1.0	0.1	—	0.2	0.4	0.1	—	—	1.8	41	1.0	0.5	•	0.2	0.3	•	—	—	2.0	50				
	40才~49才	1.0	0.2	0.6	—	•	—	—	—	1.8	44	1.0	0.5	0.4	0.1	•	•	•	—	2.0	69				
	50才~59才	1.0	0.1	1.2	—	—	0.1	—	—	2.4	41	1.0	0.4	0.9	•	•	0.1	—	—	2.5	61				
	60才以上	1.0	0.2	1.2	—	—	0.1	—	—	2.4	20	1.0	0.4	1.5	—	—	0.1	—	—	3.0	27				
	計	1.0	0.2	0.6	0.1	0.2	0.1	—	—	2.0	157	1.0	0.5	0.6	0.1	0.1	0.1	—	—	2.5	213				
男子通勤者	15才~19才	*1.0	—	—	*0.4	*0.4	—	—	—	*1.9	9	*1.0	—	—	—	*0.8	—	—	—	*1.8	4				
	20才~29才	1.0	0.1	—	0.1	0.4	•	—	—	1.7	83	1.0	—	—	0.2	0.3	0.1	0.1	1.7	21					
	30才~39才	1.0	•	—	•	0.1	—	—	—	1.2	119	1.0	—	—	0.1	•	—	—	—	1.1	39				
	40才~49才	1.0	0.1	0.2	—	•	•	—	—	1.4	59	1.0	•	0.2	—	—	—	—	—	1.3	35				
	50才~59才	1.0	0.1	0.8	—	—	•	—	—	1.9	41	1.0	—	0.4	—	—	—	—	—	1.4	14				
	60才以上	*1.0	•	*0.4	—	—	—	—	—	*1.4	7	*1.0	—	*0.8	—	—	—	—	—	1.8	6				
	計	1.0	0.1	0.2	0.1	0.2	•	—	—	1.5	318	1.0	•	0.2	0.1	0.1	•	•	1.3	119					

(註) *は世帯数が 10 以下のもの •は平均が 0.05 未満のもの

子通勤者世帯では、製造業で 1.5 人、商業で 1.3 人の平均有業世帯員数がみられる。即ち、経営者世帯の方が製造業で 0.5 人、商業で 1.0 人多い。そしてこれを年令階層別にみると、20 歳代では、経営者世帯で製造業 1.6 人、商業 1.8 人となつており、又通勤者世帯で製造業、商業ともに 1.7 人と

なつていて、余り両者の間に差はみられないが、30歳代以上の各年令層では、経営者世帯で約2人から3人、通勤者世帯で約1人から2人となつていて、かなり差が大きくなつていて。今これを続柄別世帯員によつて検討すると、まず20歳代では、商業経営者世帯を別として、直系尊属、兄弟姉妹の有業者が製造業経営者世帯において0.6人、通勤者世帯において製造業、商業ともに0.5人あり、世帯主とともにそれが主な労働力となつてゐるため、この年令層の平均有業世帯員数が経営主世帯と通勤者世帯の間で余り変化していないことが分る（註4）。次に30歳代以上をみると、配偶者の有業数が、経営者世帯では、各年令層にわたつて、製造業で0.1人から0.2人、商業で0.4から0.5人あるのに対して、通勤者世帯では、製造業の40歳代、50歳代にそれぞれ0.1人みられるだけで、他の年令層及び商業には殆んどみられない。即ち経営者世帯では配偶者の労働力化が高く、殊に商業においてはそれが著しいことを示してゐる。このことは経営者世帯が家族従業員として配偶者労働力の調達を行つてゐるためで、殊に商業においては、業務内容の関係で、それが容易であることから結果してゐる（註5）。しかし製造業男子通勤者世帯に、各年令層にわたつて配偶者の労働力化が0.1人以下見られることは、経営者世帯の場合とその意味が異つて、配偶者の収入が、家計補助の意味をもつものだけに、製造業男子通勤者世帯の一部の低所得を示すものとして注目されなければならないであろう（註6）。

（註4） 商業経営者世帯では前節註2で述べた如く、直系尊属数の少いため、その有業者数も0.3と少く、又、配偶者が多いため、その有業者数が0.5人となつていて。従つて全体として1.8となり、通勤者や製造業経営者世帯と余り差異はみられないが、その労働力構成内容は異なるものである。註2参照。

（註5） 因みに集計経営者世帯の有業世帯員の就業先をみると、世帯主を除いて製造業705人、商業897人の中、対象企業世帯外で働いているものは、製造業で14人あるに過ぎない。

（註6） 逆に商業男子通勤者世帯に全く配偶者の有業がみられないのは、商業の場合、結婚して一家を構えているような男子通勤者の業務は大部分、会計、外交、経営等の事務で所得も一応安定した水準のものが多いためであろう。

又、30歳代の年令層では、経営者世帯で直系尊属、兄弟姉妹が製造業0.6人、商業0.5人就業しているのに対して、通勤者世帯で、それが製造業、商業ともに0.1人と少くなつていて。更に40歳代以上の各年令層では、経営者世帯で直系卑属の有業者数が、通勤者世帯に比して多い。このことは、前節でも述べたように、経営者に結婚年令が低く、出生数が多いこと、従つて、労働力年令に達する子供数が各年令層で多く、それらが家族労働力として世帯内に残る可能性が大きいこと、又、完全に世帯主の交代が行われた世帯においても、相続等によつて直系尊属、兄弟姉妹と世帯を共にする可能性が大きく、それらが労働可能年令のものである場合が多いことから来るものと思われる。その外、経営者世帯では、家族労働力として、かなり低年令、高年令の世帯員が就業を行つてゐる場合が多いのであって、そのことも加味して考えてよい。

④ 世帯員のものの世帯

次に通勤者で世帯員のものの世帯をみると第31表のようになつてゐる。

通勤者で世帯員のものの世帯については、前節において、平均して子供数が多く、世帯主の高年化に伴つて、労働年令に達した直系卑属を多く含み、それが常に労働力化を要求されていることを述べたが、このことは、これらの世帯の労働力構成をみるとことによつて更に明らかになる。即ちまず全体の平均有業世帯員数をみると、男子通勤者世帯においても女子通勤者世帯においても全体として約3人の有業者を数え、前項で述べた商業経営者世帯の2.3人、製造業男子通勤者（世帯主のもの）世帯の1.5人に比して、かなり多くなつてゐる。そしてこれを年令階層別・続柄別にみると

第31表 世帯主の年令階層別平均有業世帯人員（通勤者で世帯員のものの世帯）

製造業		(実数)															
		世帯主の年令	世帯主	配偶者	子孫	父祖母	兄弟	その他の族	同居人	計	世帯主	配偶者	子孫	父祖母	兄弟	その他の族	同居人
男子通勤者	20才～29才	1.0	0.1	—	0.4	1.5	—	—	3.0	39	2	—	15	59	—	—	115
	30才～39才	*1.0	*0.3	*1.3	*0.3	*0.5	—	—	*3.3	4	1	5	1	2	—	—	13
	40才～49才	1.0	0.2	1.6	0.1	—	—	—	2.8	18	3	29	1	—	—	—	51
	50才～59才	1.0	0.1	2.3	—	—	—	—	3.4	46	6	106	—	—	—	—	158
	60才以上	*1.0	—	*1.8	—	—	—	—	2.8	10	—	18	—	—	—	—	28
	計	1.0	0.1	1.4	0.1	0.5	—	—	3.1	117	12	158	17	61	—	—	668
女子通勤者	15才～19才	*1.0	—	—	*1.0	*1.0	—	—	3.0	1	—	—	1	1	—	—	3
	20才～29才	1.0	0.2	—	0.2	1.6	—	—	3.0	31	5	—	6	50	—	—	92
	30才～39才	1.0	0.6	0.1	0.1	0.5	—	—	2.3	14	8	2	1	7	—	—	32
	40才～49才	1.0	0.2	1.2	—	•	—	—	2.4	24	4	29	—	1	—	—	58
	50才～59才	1.0	0.1	1.9	—	—	—	—	3.0	23	3	43	—	—	—	—	69
	60才以上	*1.0	—	*2.7	—	—	—	—	*3.7	3	—	8	—	—	—	—	11
	計	21.0	0.2	0.9	0.1	0.6	—	—	2.8	96	20	82	8	59	—	—	265
商業		(実数)															
女子通勤者	20才～29才	1.0	0.2	—	—	1.5	—	—	2.6	11	2	—	—	16	—	—	29
	30才～39才	*1.0	*0.6	—	—	*0.5	—	—	*2.1	8	5	—	—	4	—	—	17
	40才～49才	*1.0	*0.1	*1.6	—	—	—	—	*2.7	7	1	11	—	—	—	—	18
	50才～59才	*1.0	*0.1	*2.4	—	—	—	—	*3.5	8	1	19	—	—	—	—	28
	69才以上	*1.0	—	*1.7	—	—	—	—	*2.7	3	—	5	—	—	—	—	8
	計	1.0	0.2	0.9	—	0.5	—	—	2.7	37	9	35	—	20	—	—	101

(註) *は世帯数が10以下のもの　・は平均が0.05未満のもの

30歳代の年令層は別として(註7), 20歳代, 40歳代, 50歳代では, 0.1人あるいは0.2人の配偶者が, 更に40歳代以上では大体1.5人から2.5人の直系卑属が, 又20歳代では1.5人から2人近くの直系尊属及び兄弟姉妹が就業しており, そのため各年令層で約2.5人から3.5人のかなり多くの有業平均世帯員数がみられている。更に又これを経営者世帯, 男子通勤者で世帯主のものの世帯と比較すると, (前項関連表参照) 直系卑属と兄弟姉妹の有業者数が, それぞれの存在する年令層において約0.5人か1人多くなつておる, これらの世帯で直系卑属の労働力化が進み, 更にはその一部が直系尊属に代つて世帯の最多収入者となりつつあることが分る。そして以上のことと, 調査対象通勤者で世帯員のものに, 19歳以下のものがかなりみられること, 又第1章で述べられた如く義務教育程度の終了者が多いことを考えあわせるとき, 明らかに, これらの世帯には, 子供数の多い, 又その成長をまつて早期からその労働力化を必要とする世帯が多く含まれていることを指摘出来よう。

(註7) 世帯主30才の世帯は, 男子通勤者の場合, 前節註3にものべたように4世帯で, その中, 3世帯が母を世帯主とするものである。従つて考察は省略する。又女子通勤者の場合も, 配偶者・直系卑属・兄弟姉妹の地位にあるものの世帯が混在しているが, 主に配偶者のものの世帯であるから, この点30才代の年令層世帯としてその続柄別構成の傾向はみることが出来よう。しかし労働力構成では, 数も少く, 平均をとつているため歪が大きいと思われる。

(iv) 続柄別有業率

次に参考までに, それぞれの続柄別平均世帯員有業率(%)をみておくと, 世帯主のものの世帯では第32表, 世帯員のものの世帯では第33表の通りである。世帯実数, 世帯員実数の少い場合が多いのでそのままの数字として見ることが出来ないが, 比較的世帯数の多く, 前項で問題とされた

年令層、続柄については、大体前項で示された様な諸点が同様に指摘出来よう。

第32表 世帯主の年令階層別続柄別有業率(世帯主のものの世帯) %

製造業										商業									
世帯主の年令	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	その他の族	同居人	計	世帯実数	配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	その他の族	同居人	計	世帯実数			
経営者	20才～29才	0.0	0.0	18.0	23.4		30.3	11	60.2	0.0	100.0				61.0	6			
	30才～39才	12.6	0.0	25.4	51.8	54.5	30.9	41	48.9	2.3	37.0	68.2	66.7		43.2	50			
	40才～49才	24.7	15.2	0.0	100.0	0.0	31.4	44	54.3	12.8	16.7	50.0	50.0		36.9	69			
	50才～59才	13.3	38.5	0.0		71.4	0.0	44.7	41	37.1	27.4	15.4	66.7	100.0	45.2	61			
	60才以上	16.1	46.9			50.0		52.2	20	50.6	43.7			57.9	55.5	27			
	計	16.7	21.8	17.2	44.1	50.0	36.8	157	51.1	20.9	25.8	61.5	77.8		43.6	213			
男子通勤者	15才～19才			36.1	20.9		43.6	9			0.0	30.0			36.8	4			
	20才～29才	14.5	0.0	21.2	50.6	16.7	44.4	83	0.0	0.0	27.9	34.7	100.0	100.0	45.6	21			
	30才～39才	3.1	0.0	13.0	61.9	0.0	28.6	119	0.0	0.0	16.1	37.5			29.2	39			
	40才～49才	12.9	7.9	0.0	37.5	100.0	28.2	59	3.0	8.5	0.0				25.9	35			
	50才～59才	12.9	25.6	0.0		40.0	38.2	41	0.0	19.5	0.0				33.3	14			
	60才以上	0.0	25.1				40.1	7	0.0	70.9					61.0	6			
計		9.4	8.8	19.4	48.6	20.0	34.3	318	1.2	9.9	17.6	32.1	100.0	100.0	32.7	119			

(註) 有業率は続柄別平均世帯員数が続柄別平均有業世帯員数を除したもの

第33表 世帯主の年令階層別続柄別有業率(世帯員のものの世帯) %

V まとめ

最後に、この調査を通して得られた対象従業者の人口学的性格を総括して考えると大体次のように要約される。

小・零細企業においては、企業主の労働力を中心として、家族主義的労働力の調達がみられ、自家労働力としての家族従業員、企業主の世帯内に生活的にも組入れられた住み込み従業者、及びそれらとともに企業主自身に直接縁故の深い通勤者が就業している。こうした家族主義的結合関係は、小・零細企業のもつ経営面における低賃銀労働力確保の要求から来るものであつて、この要求は又、それ

に見合う従業員の年令、学歴を規定し、低年令、低教育終了の労働力が小・零細企業により多く吸収せしめられるという結果をもたらしている。そしてこのことは、そのまま小・零細企業という職場が、従業員にとって不安定なものであること、あるいは発展性のないものであることを意味しているといえる。即ちある一定の年令に達した従業員は、家族従業員の一部である相続者を除いて、

製造業		配偶者	子孫	父祖父母	兄弟弟妹	その他の族	同居人	計	世帯実数
男子通勤者	20才～29才	33.3	0.0	28.6	59.4			58.4	39
	30才～39才	100.0	38.5	50.0	66.7			56.5	4
	40才～49才	18.0	33.3	54.5				41.6	18
	50才～59才	14.6	56.5	0.0		0.0		57.0	46
	60才以上	0.0	62.1			0.0		58.3	10
	計	15.9	48.6	28.3	60.5	0.0		53.9	117
女子通勤者	15才～19才			33.3	33.3			42.9	1
	20才～29才	41.0	0.0	18.4	64.9	0.0		58.2	31
	30才～39才	71.8	8.9	12.3	78.1			50.9	14
	40才～49才	18.5	25.9	0.0	100.0	0.0		34.0	24
	50才～59才	14.5	57.4			0.0		58.0	23
	60才以上	0.0	61.7			0.0		59.0	3
計		28.2	36.6	15.1	67.4	0.0		49.4	96
商業									
女子通勤者	20才～29才	100.0	0.0	0.0	63.9	0.0		56.9	11
	30才～39才	84.1	0.0	0.0	56.8			68.1	8
	40才～49才	24.6	35.4	0.0				44.1	7
	50才～59才	13.0	54.3					54.9	8
	60才以上	0.0	83.5					66.8	3
	計	34.3	47.7	0.0	63.5	40.0		55.6	37

殆んど大部分が自立経営の道をあゆむか、他への転勤を行うか、低賃銀労働力として企業内にとどまるかしなければならない。しかも自立にせよ、転勤にせよ、容易ではあるが、極く一部を除いて、それは決して、労働条件の発展的向上を意味するものではない。寧ろ停滞的な、小・零細企業内部での移動を意味するものである。

次に小・零細企業における低賃銀、低年令労働力の要求と、その調達が家族主義的関係の下に行われ、住みこみという形態での労働の場が与えられていることは、従業員の発生源の範囲を地域的に広くせしめており、地方からの出身者を多くしている。そして又、職域的に狭く、農林漁業、小零細企業等、収入の低い世帯を多く含む職業からの出身者を多くしているのである。即ち、以上は小・零細企業労働力が既にその発生から、こうした低賃銀労働市場への停滞を運命づけられているといつてよい。従つて、これらの発生母体の一つとみられる通勤者で低年令層のものの世帯を見るとき、そこには、出生率の高く、生産年令人口が常に労働力化の要求を迫られている様相が見られているのである。